

令和 6 年度佐賀県原子力防災訓練の概要

1 目的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、佐賀県・玄海町・唐津市・伊万里市の地域防災計画(原子力災害対策編)及び「玄海地域の緊急時対応」等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化並びに地域住民の原子力防災意識の向上を図る。

2 実施日

令和 6 年 11 月 30 日(土)

※ 福岡県、長崎県と同日に実施。

3 主催者

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市

4 訓練想定

佐賀県内で発生した地震により、各関係機関は警戒体制を構築していた。その後、通常運転中の玄海原子力発電所 4 号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生して、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

5 今年度の訓練ポイント

- (1) 道路啓開訓練の実施(松浦川運動広場(唐津市))
- (2) 地震等で自宅が損壊した場合を想定した、指定避難所での屋内退避訓練

6 訓練項目及び内容(◎は新たに取り組む訓練等)

(1) 災害対策本部等設置運営訓練

- 事態の推移に応じ県及び関係市町は、原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部を設置の上、TV会議を開催し、国、3 県及び関係市町と情報共有を図る。

(2) 緊急時通報連絡・情報伝達訓練

- 原子力事業者からの事故等に関する情報について、国、県、市町、原子力事業者等による相互の通報連絡及び收受
- 各種情報(モニタリング結果、気象情報等)の関係機関への情報伝達
- テレビ会議システムを活用した国、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町による防護措置等に関する情報伝達

- 防災業務関係者等への防護措置等に関する情報の連絡
- 報道機関への避難指示等の報道要請
- ヘリテレ伝送システムを活用した映像伝送

(3) 屋内退避訓練

- U P Z内の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関等における屋内退避
- 放射線防護対策施設における屋内退避
- ◎ 地震等で自宅が損壊した場合を想定した、指定避難所での屋内退避

(4) 一般住民避難訓練

- P A Z内住民の避難及びU P Z内特定地域の住民の一時移転
- 佐賀県バス・タクシー協会との協定に基づき確保する車両による避難
- 避難所設置・運営訓練
- 愛護動物避難訓練
- 避難円滑化事業で整備した電光情報板等の活用
 - ・ 県道筒井万賀里川線の電光情報板の操作
 - ・ 竹木場交差点等の信号機の点灯パターン変更操作
- ブラインド訓練
- ◎ 位置情報把握ツール（DoCoMAP）による避難バス運行管理の試行

【避難地区及び避難先】

玄海町	(PAZ) 栄地区	→ 桜楽館（小城市）
	(UPZ) 有浦上地区	→ 桜楽館（小城市）
唐津市	(PAZ) 呼子地区	→ 白石町福富ゆうあい館（白石町）
	(UPZ) 唐津地区（和多田）	→ 吉野ヶ里町中央公民館（吉野ヶ里町）
伊万里市	(UPZ) 立花地区、大川町	→ 七浦海浜スポーツ公園体育館（鹿島市）

(5) 離島住民避難訓練

- 県防災ヘリ、陸上自衛隊ヘリ、海上自衛隊船舶、海上保安庁船舶、水難救済会船舶、佐賀県旅客船協会との協定に基づく船舶による離島住民の避難

神集島 → 唐津市浄水センター（県防災ヘリ、陸自ヘリ）
→ 唐津東港（船舶）

(6) 小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練

- 小・中学校における児童の保護者への引渡し及び避難

玄海町 (UPZ) 玄海みらい学園

※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(7) 保育所の園児の引渡し訓練

- 保育所における園児の保護者への引渡し

玄海町 (PAZ) ふたば園、(UPZ) あおば園

※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(8) 高齢者福祉施設の入所者の避難訓練

- 高齢者福祉施設の入所者の屋内退避訓練及び避難訓練
- 入居者の屋内退避訓練
- 物資受入訓練

①唐津市宝寿荘(PAZ) → 鳳寿苑 (小城市)

②玄海町玄海園(PAZ) → 天寿荘 (多久市)

③伊万里市楽寿園(UPZ) → [中継]やすらぎ(多久市) → しょうぶ苑 (佐賀市)

※ ②、③については連絡訓練

(9) 障害者 (児) 福祉施設の入所者の避難訓練

- 障害者 (児) 福祉施設の入所者の避難訓練・屋内退避訓練

唐津市 (UPZ) 避難対象施設：共同生活ホームみずき
避難受入施設：富士学園

伊万里市 (UPZ) 避難対象施設：障害者支援施設 瑠璃光苑
避難受入施設：障害者支援施設 鹿島療育園 (想定)
※ 今回の訓練では当該施設まで行かず、中間地点の「道の駅黒髪の里 (武雄市山内町)」で訓練終了

(10) 在宅避難行動要支援者避難訓練 ※職員が住民役として避難

- 施設敷地緊急事態要避難者のうち避難により健康リスクが高まる者の避難誘導
- 放射線防護対策施設における上記の者の受入
- 福祉避難所への避難

玄海町 値賀川内地区、普恩寺地区 → 玄海園（玄海町）

玄海町 仮屋地区 → ひぜん荘（唐津市）

玄海町 有浦上地区 → 桜楽館（小城市）→ 天寿荘（多久市）

唐津市 呼子地区 → 福富ゆうあい館（白石町）

→ 施設内の健康管理スペース

伊万里市 大川町 → 鹿島市七浦海浜スポーツ公園体育館（鹿島市）

→ 鹿島市生涯学習センター（鹿島市）

(11) 緊急時モニタリング訓練

- 佐賀県緊急時モニタリング本部の設置運営
- 緊急時モニタリング（固定・可搬・電子線量計）の実施
- 緊急時モニタリング結果の関係機関等への情報提供

(12) 原子力災害医療対策訓練

- 避難退域時検査訓練

【運営及び対応訓練】

会場：杵藤クリーンセンター跡地（武雄市）

- ・ 検査体制の構築
- ・ 車両、住民等の検査及び除染等の実施

【住民周知】

会場：旧山内庁舎（武雄市）、佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市）

- ・ ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査
- ・ 避難退域時検査の意義の説明

- 被ばく傷病者等受入訓練（唐津赤十字病院、佐賀大学医学部附属病院）
 - ・ 被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送
 - ・ 原子力災害病院における処置
- 安定ヨウ素剤の配布訓練（玄海町、唐津市、伊万里市）
 - ・ 各緊急配布場所における安定ヨウ素剤の緊急配布

(13) 公安対策訓練

- 県警による避難誘導訓練
- 県警による交通規制訓練
- 県警及び海上保安庁による立入規制訓練
- 県警による警戒警備訓練

(14) 住民等に対する広報訓練

- 地域住民等への広報（緊急速報メール（エリアメール）日本語版・英語版、防災行政無線、広報車、船舶、FMラジオ、CATV、ホームページ等）
- ケーブルテレビでの避難情報等テロップ放映を実施
- 防災アプリを活用した情報発信
- バス避難中の住民に対する周知
- ◎ 外国人向け住民広報の充実（調整中）
→ Yahoo 防災アプリ等による多言語での住民広報を検討

(15) 救援物資搬送訓練

- 放射性物質放出後にP A Z内で屋内退避を実施している放射線防護対策施設への自衛隊による救援物資搬送訓練
- 避難所へのトラック協会による救援物資搬送訓練
- ◎ 孤立地域への物資搬送訓練（唐津市松浦川運動広場）

(16) 市役所、町役場の庁舎機能移転訓練

- ◎ 玄海町→ゆめぷらっと（小城市）
- ◎ 伊万里市→武雄市旧山内庁舎（武雄市）

(17) 道路啓開訓練

- ◎ 重機を使った土砂の除去、土嚢による段差すりつけ
 - ◎ 架橋訓練
- 会場：松浦川運動広場（唐津市）

(18) 原子力発電所における緊急時対策訓練

- 対策本部運営訓練
- 通報連絡訓練
- 警備・避難誘導訓練
- 事故収束訓練
- 海水・土壌モニタリング訓練
- 火災対応訓練

令和 6 年度長崎県原子力防災訓練の概要

1. 訓練目的

玄海原子力発電所からおおむね 30Km 圏内の長崎県及び関係 4 市（松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市）において、万が一の原子力災害に備えて、「原子力防災訓練」を実施しています。

この訓練では、原子力防災関係機関の対応能力の向上や、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、地域住民の方々に原子力防災に対する理解を深めていただくことを目的としています。

今年度の訓練では、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故をふまえた、原子力災害対策指針及び長崎県、関係 4 市の地域防災計画に基づき、避難を含めた訓練を実施します。

2. 訓練日時

令和 6 年 11 月 30 日（土）

3. 実施場所

松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、長崎県庁ほか

4. 訓練参加機関

参加予定機関 集計中

※昨年度と同規模を想定

昨年度の参加予定機関 88 機関 1,600 名（うち住民数：800 名）

（自衛隊、警察、消防、海保、福祉施設、原子力規制事務所、九州電力等）

5. 訓練想定

佐賀県内に発生した地震（佐賀県玄海町震度 6 弱）により、各関係機関は警戒態勢を構築していた。（松浦市、平戸市において震度 5 弱、佐世保市、壱岐市において震度 4 の観測を想定）

その後、玄海原子力発電所 4 号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生し、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生し、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

6. 訓練項目及び場所

(1) 情報収集伝達訓練及び災害対策本部の設置、運営訓練

緊急時における防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図るとともに、県、市町及び防災関係機関の指揮系統の確立及び応急活動体制の習熟を図る。

福島経過時刻	想定時刻 (例)	訓練時刻	想定事態の進展	長崎県庁	実動訓練
3月11日 14:46 地震発生	11月30日 7:00 地震発生	11月30日 7:00 地震発生		災害対策本部設置	現地災害対策本部 設置(県北振興局)
	8:00	8:00	発電所通報第1報 (警戒事象発生)	○情報収集伝達 訓練(8:00~12:00)	
15:42	8:30	8:30	発電所通報第2報 特定事象の発生 (原子力災害対策特別措置法 第10条事象)		
16:36 (※通報 16:45)	9:00	9:00	発電所通報第3報 特定事象の発生		
		13:10	(原子力災害対策特別措置法 第15条事象)		
19:03	9:10	9:10	原子力緊急事態宣言発出		現地災害対策本部 設置(老岐振興局)
21:23			PAZ圏避難指示 (福島事故での国の指示は当 初「3km圏内避難指示」) UPZ圏屋内退避	○災害対策本部 会議(計3回)	○緊急時モニタリング 訓練
3月12日	12月1日				
15:36	10:00	10:00	発電所通報第4報 敷地境界付近の放射線量の上昇		○傷病者等搬送訓練
18:25			(福島では「20km圏内避難指示」)		
3月15日	12月2日				
11:00	10:20	10:20	20 μ Sv/hを測定 UPZ圏特定地域の避難指示		○バスによる住民 避難訓練 ○避難誘導並びに 広報訓練
		13:00		訓練終了	
		14:30			訓練終了

※訓練のため、想定時間をスキップして実施します。

(2) 緊急時モニタリング訓練

緊急時モニタリング計画の現地検証と、防災計画に基づき整備したモニタリング備品等の現場での活用の円滑化を図るため、避難対象範囲となる玄海原子力発電所から 30km 圏内を中心として現地モニタリング訓練を実施する。

原子力防災訓練当日に行う移動・測定実動訓練と、別日に行う線量測定・試料採取に係る実動訓練を実施予定。

(3) 原子力災害医療訓練

玄海原発から 30km 圏内の避難住民について、30km 圏外の避難所に併設された救護所において住民登録を行うとともに、被ばく又は汚染されていないかサーベイメータを使って測定し、汚染されているとの結果が出た場合に実施する除染訓練を行う。また、安定ヨウ素剤の服用について、住民に対し説明及び模擬服用を行う。さらに、平戸市、松浦市では、避難時における傷病者発生を想定しヘリによる搬送を実施する。また、彼杵児童体育館及び壱岐市給食センターにおいてゲートモニタを使用した避難退域時検査を実施する。

避難所（救護所）訓練の実施予定場所

避難元	避難所（救護所）
松浦市	鷹島地区及び福島地区から波佐見町体育センター 志佐地区から大村工業高校 今福地区、調川地区から彼杵児童体育館 鷹島、黒島、福島、飛島、青島では、放射線防護施設へ屋内退避
佐世保市	江迎地区、吉井地区、世知原地区から広田地区コミュニティセンター
平戸市	田平地区から相浦地区コミュニティセンター 的山大島、度島、大久保地区から猶興館高校 的山大島、度島では、放射線防護施設へ屋内退避
壱岐市	郷ノ浦地区、石田・芦辺地区から勝本町ふれあいセンター かざはや 大島、原島、長島においては、放射線防護施設へ屋内退避

(4) 住民避難・誘導並びに広報訓練

玄海原発から 30km 圏内の住民について、陸路により 30km 圏外の避難所へ搬送するとともに、交通規制・車両誘導等の訓練を通じ、緊急時における諸体制の確立を図る。

関係機関が連携し、海上で操業中の漁船、沿岸の釣り客等に対する緊急事態発生の情報伝達、警戒区域となる海上からの速やかな避難及び広報要領の確立を図る。

令和 6 年度福岡県原子力防災訓練の概要

1 訓練実施目的

「原子力災害対策特別措置法」や「原子力災害対策指針」では、万が一、原子力災害が発生した場合には、原子力発電所から 30km 圏内の住民は、まずは自宅等へ屋内退避し、その後の状況により、国の指示で、30km 圏外の避難所へ一時移転することとなっている。

本県で、糸島市の一部（約 1 万 5 千人、約 6 千世帯）がこの 30km 圏内に含まれていることから、「地域防災計画」及び「広域避難基本計画」等を策定し、万が一の原子力災害に備えている。

今回、国、佐賀県及び長崎県と連携し、広域避難訓練等を実施することにより、県民及び防災業務関係者の原子力防災対策の習熟及び意識向上、並びに防災関係者間相互の連携強化を図るもの。

2 日時

令和 6 年 11 月 30 日（土）8 時 00 分～14 時 00 分

3 場所

福岡県庁、糸島市役所 等

4 主催者

福岡県及び糸島市（佐賀・長崎両県と連携。いずれも同日に実動訓練を実施予定）

5 参加者（令和 5 年度実績）

機関数 119 機関（自衛隊、警察、消防、原子力規制庁、九州電力 等）

参加者数 約 1,500 人（うち、住民参加 約 1,010 人）

6 訓練想定

九州電力株式会社玄海原子力発電所 4 号機運転中に、佐賀県内において地震が発生、その後、事故等の複合事象により、原子炉への全ての給水・注水機能等が喪失し、原子炉内の放射性物質が外部に放出された場合を想定。

県は、事態の進展に応じて、国、関係市町及び関係機関と連携し、地域防災計画等に基づく諸対策を実施する。

7 訓練内容

今年度の訓練は、以下のとおり。

(1) 情報収集・伝達訓練

原子力災害時に県民の安全及び安心を確保するため、九州電力や国からの情報を、正確に収集し、関係機関や住民に伝達する訓練を行う。

- 国、3県との間でテレビ会議を開催
- 九州電力や国からの情報収集、関係機関への情報伝達等
- 県が応急対策（緊急時モニタリング）の実施状況を把握
- 県が道路障害情報の収集・伝達
- 学校、幼稚園及び保育園への情報伝達（別日に実施）
中学校4校、小学校4校及び幼稚園・保育園7園への帰宅指示等を伝達
- 防災アプリ等を活用した住民広報訓練
ふくおか防災ナビ・まもるくん、エリアメール及び防災行政無線等による住民広報（原子力緊急事態宣言発令及び屋内退避指示）を実施
- 糸島現地災害対策本部設置運営訓練
糸島市役所内に県現地災害対策本部を設置し、現地での総合調整に係る図上訓練を実施

(2) 緊急時モニタリング訓練

避難指示等を国が出す際に参考にする「空間放射線量率」（一定時間内に空気中を通過する放射線の量）等を、県内各所で測定する。

- 空間放射線量率の監視強化
 - ・ モニタリングポストにおけるデータ収集頻度の増
 - ・ サーベイメータによる測定
- 環境試料（水）の採取・測定
- モニタリングセンター（国）との情報伝達

(3) 広域避難訓練

万が一、原子力災害が発生した場合に備え、住民の「屋内退避」訓練を行い、更に、UPZ（原子力発電所から半径30km圏内）で高い放射線が確認された場合を想定し、「一時移転」（無用な被ばくを避けるため、一週間以内に当該地域から離れる）を行う。

- 県内広域避難訓練
自家用車やバスによる広域避難を実施
- UPZ外屋内退避訓練
- 在宅の避難行動要支援者避難支援訓練
- 交通規制・誘導訓練
主要避難経路の通行止めを想定した交通規制・誘導及び迂回路による避難
- 愛護動物同行避難訓練
- 障がい者支援施設等の社会福祉施設の広域避難訓練
避難元施設、中継施設、避難先施設が連携して、要配慮者の避難を実施
- 避難元病院の避難訓練

- 放射線防護施設の屋内退避訓練
離島（姫島）の放射線防護施設（はまゆう）で屋内退避を実施
- 〔新規〕ヘリコプターを活用した物資輸送及び愛護動物同行避難訓練
陸上自衛隊ヘリによる物資輸送及び孤立地区からの愛護動物同行避難を実施
（立花運動場～曾根運動場間）
- 〔新規〕避難経路確保・道路啓開訓練
避難道路の一部が損壊した想定で損壊箇所の補修及び通行の妨げとなっている
車両等を撤去する訓練を実施

(4) 原子力災害医療訓練

放射性物質による被ばくの低減及び汚染の拡大防止を適切に実施するために、避難退域時検査・簡易除染訓練等を行う。

- 避難退域時検査・簡易除染訓練
避難先でバス及び自家用車並びに住民の避難退域時検査及び簡易除染を実施
- 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練
避難者に安定ヨウ素剤の緊急配布を実施（訓練では『模擬薬』を配布）
- 健康相談訓練
県と放射線技師会が連携して、福岡市、粕屋町の避難所で健康相談・健康講話
を実施
- 〔新規〕女性のための相談対応
避難所で不安を抱える女性に対して、相談窓口等の周知を実施
- 被ばく傷病者等搬送・受入訓練
糸島市UPZ内に発生した被ばく傷病者の医療機関への搬送及び受入を実施